



住居確保給付金 のご案内

一定の要件を満たす方に対する
住まいの確保を目的とした給付金です。

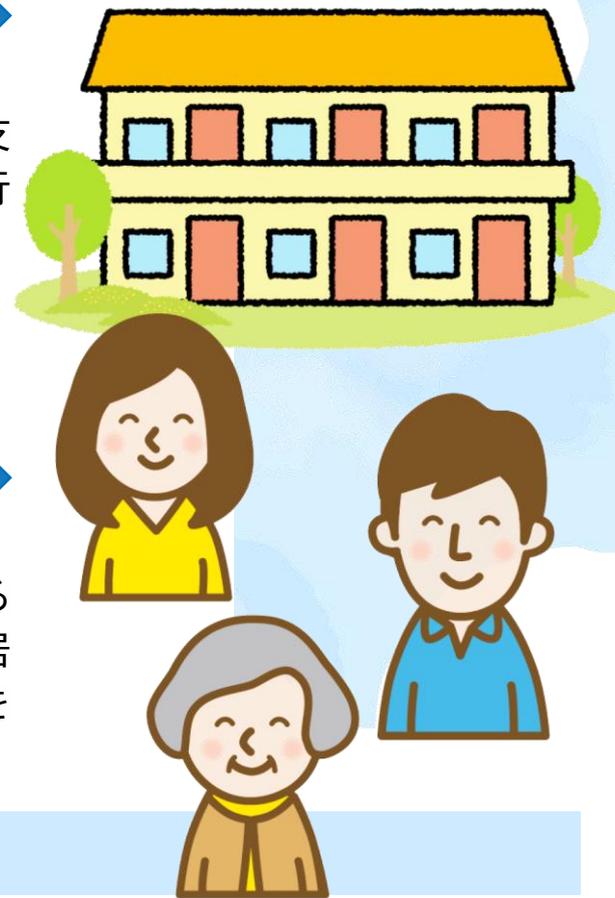
就職活動を支えるための 家賃の補助

仕事を辞めたことなどで収入が減少し、家賃の支払いにお悩みの方に、再就職に向けた活動※を行うことなどを要件として、家賃額を補助します。

※自営業の方は経営の改善に向けた活動のサポートになる場合があります。

家計の立て直しのための 転居費用の補助

収入が大きく減少し、家賃が安い住宅に転居する必要がある方に、家計改善の支援において、転居によって家計が改善すると認められることなどを要件として、転居費用を補助します。



住居確保給付金は生活困窮者自立支援法に基づく給付金です。
支給要件などの概要は裏面をご確認ください。



家賃の補助

対象となる方

お住まいを失った方、または家賃を支払えなくなりそうな方で、①または②に当てはまる方です。

- ①仕事を辞めてから／事業を廃止してから2年以内の方
- ②自分の責任や都合ではない理由で休業などになって、収入が減った方

支給の要件

主に以下の要件を満たす必要があります。

○世帯の収入と資産が以下①と②に当てはまること。

- ①収入が、基準額(※1) + 実際の家賃額(※2)より少ない

世帯人数	※1 基準額	※2 家賃額
1人	84,000円	上限53,700円
2人	130,000円	上限64,000円
3人	172,000円	上限69,800円
4人	214,000円	
5人	255,000円	

- ②金融資産の合計が、次の表の金額以下

世帯人数	金融資産（現金・預貯金等）
1人	50.4万円
2人	78.0万円
3人以上	100万円

○ハローワークなどに申し込んで、求職活動を行うこと。(自営業の方などは、経営の改善に取り組むことで可となる場合もあります)

支給額・支給期間

家賃額を支給します(上限があります)。支給期間は原則3か月です(最長9か月)。原則として住宅の貸主等の口座に日野市が直接振込みます。

転居費用の補助

対象となる方

収入が大きく減少し、お住まいを失った方、または家賃を支払えなくなりそうな方で、家計の改善のために、家賃が安い住宅に転居する必要がある方です。

対象者の例

- 配偶者が亡くなり世帯の収入が減少した方
- 病気で離職し働いて収入が増やせない方

※転居先の家賃が今より多少高くなっても、家計全体が改善すれば対象になる可能性があります(転居先の方が通院先に近くて交通費が安くなるなど)。

支給の要件

主に以下の要件を満たす必要があります。

- 収入と資産の要件は左記の家賃の補助と同様。
- 家計改善の支援において転居によって家計が改善することが認められること。

支給対象・支給額

支給対象・対象外の経費は、以下のとおりです。

支給対象	・転居先への家財の運搬費用 ・転居先の住宅に係る初期費用 (礼金、仲介手数料、家賃債務保証料、住宅保険料) ・ハウスクリーニングなどの原状回復費用 ・鍵交換費用
支給対象外	・敷金 ・契約時に払う家賃(前家賃) ・家財や設備(風呂釜、エアコン等)の購入費

下記を上限として、転居費用分を支給します。原則、不動産仲介業者等へ直接お振込みいたします。(※日野市内に転居する場合の支給上限額)

世帯人数	1人	2人	3人
支給額	161,100円	192,000円	209,400円

その他要件・詳細については、下記までお問い合わせください

お問い合わせ先

日野市健康福祉部セーフティネットコールセンター ぐらしの自立相談支援窓口 **みらいと**

〒191-8686 日野市神明1-12-1 日野市役所2階

E-mail s-net@city.hino.lg.jp 電話 042-514-8574(直通)